

ID:L-CH0008

データ収集日:2019年2月1日

聞いた素材:『著作権の必須知識を今日90分で身につける!』福井健策, KeioOpenLearning, 2017(慶應義塾大学教養研究センター「情報の教養学」)

<https://www.youtube.com/watch?v=0hQBcPTRUog>

| 行番号 | 聞いた素材 | 協力者の発話内容 | | データ収集者の発話内容 | 備考 |
|-----|---|------------------------------------|---|-------------|----|
| | | 発話 | 日本語訳 | | |
| 1 | はい、著作権、これは情報に対して生まれる権利です。たとえば我々がネットでなにか素材を見つけてこれを使いたいなあと、それが画像であっても、あるいは音楽、 | 著作権是从各种信息当中产生的。比如大家在网上看到一些图像或者是音乐。 | 著作権というのはいろいろな情報から発生するものです。たとえば、ネット上でみなさんが見る絵とか音楽とかです。 | | |
| 2 | あるいはテキストであってもですね、 | 或者是文章。 | あるいはテキスト、文章です。 | | |
| 3 | それが、著作物と言えるような情報であるならば、それは基本的には勝手に使うことはできません。 | 嗯，如果大家把这个认为是一个著作的话就不能自由地使用它。 | もしそれを著作物だと思うなら、自由に使ってはいけません。 | | |
| 4 | えー、無断で使うと著作権侵害といって、ま、それなりに深刻な結果を、招くこともある。うー、こんな感じです。 | 如果大家随意地使用的话就会造成侵权。 | もし自由に使ってしまったら、それは権利の侵害になります。 | | |
| 5 | 一方でその情報が、著作物でない場合ですね、 | 如果那些东西不是著作的话， | もしそれらのものが著作物でなかったら、 | | |
| 6 | これは、それでもこう、肖像権とか、ほかの権利が働くことではないとは言えませんが、原則として自由に使えることになります。 | 嗯，就算是，呃，肖像权什么的没怎能听懂，但是大家可以自由地使用它。 | えーと、肖像権というのはちょっとよく聞き取れなかったんですけど、誰でも自由に使ってもいいです。 | | |
| 7 | つまり、世の中のこの膨大な情報というのは、自由に使えない、著作物に当たる情報と、それから、自由に使える、そうではない情報に、こう二分できると言っても過言ではないわけです。 | 嗯，世界上的情报可以分为，不能随意使用的著作和可以随意使用的信息。 | 世の中で、情報は自由に使えない著作物と、自由に使っている情報とに分かれます。 | | |
| 8 | で、これは情報社会にとっては決定的な、差ということになります。 | 这是这两者主要的差别。 | これがこの2つの主要な違いです。 | | |
| 9 | というわけでみなさんには、著作物の定義から先に覚えていただくとう、えーこういうふうになります。 | 嗯，从这个著作权的定义开始了解。 | では、その著作物の定義から理解しはじめましょう。 | | |

| | | | | | |
|----|--|---|--|-------------------------------|--|
| 10 | 情報の教養学としてはまさに、著作権というのはいまや、必須の知識だと思いますが、その中で最も重要な知識が、これということになります。今日これだけは覚えて帰ってください。 | 其中最重要的就是这个，请大家把这个记住再回去。 | その中で一番大事なのがこれです。みなさんこれを覚えてください。 | | |
| 11 | | | | その前になにか説明があったと思いますが、聞き取れましたか。 | |
| 12 | | 忘记了。 | 忘れました。 | | |
| 13 | とはいえ、条文なんてのは、もうできればこう、ふれずに生きてるのが一番、ですからね。ていうか、あの法律自体できれば、あの無関係で生きているのが一番、ということになりますんで、 | 嗯，没那么听清楚。 | あの、ちょっとはっきり聞き取れませんでした。 | | |
| 14 | できるだけ単純化するとですね、その中のこの部分、この創作的な表現、これだけ覚えていただければ、生きていく上ではなんとかなります。 | 主要是这个创作，嗯。[8秒間無言。]创作的表现，只要记住这个的话就，「なんとかできます[日本語で発話する]」。 | 大事なのは、創作の、えーと。[8秒間無言。]その創作の表現ということで、これを覚えさえすれば、「なんとかできます」。 | | |
| 15 | これだけ覚えてください。創作的な表現です。と言っても、これじゃあやっぱり抽象的ですので、あの、法律は例を挙げてくれているんですね。これがなかなか使い出があります。 | 接下来要举个例子。 | 次に例を挙げます。 | | |
| 16 | この例も、ちょっと頑張って、頭に入れてください。えー、1番目です。それは、小説や脚本・講演などの言葉の作品である。ま、作品っていう必要はない。 | 第一个例子是小说，剧本，演讲之类的用语言表现的著作。 | これらは小説、脚本、講演などの言葉によって表現する著作物です。 | | |
| 17 | | | | なぜ例の話が出てきたんですか。 | |
| 18 | | 因为光从定义看的话比较难理解。 | なぜなら、その定義はちょっとわかりにくいからです。 | | |
| 19 | 言葉である、つまりテキスト。これがまず著作物の最初の例です。この、などのところにはたとえば論文とかね、 | 这个等等的地方比如还有论文之类的。 | そのなどのところには、さらに論文などが入ります。 | | |
| 20 | 詩とか短歌なんかはここに入ってきます。よろしいでしょうか。図一2番目です。音楽。これは作詞作曲です。 | 第二个是音乐，就是作词作曲。 | 2つ目は音楽で、作詞作曲です。 | | |
| 21 | | | | 1番のなどのところには、ほかになにがありましたか。 | |

| | | | | | |
|----|---|---|---|--------------------|--|
| 22 | | 短歌。 | 短歌。 | | |
| 23 | あの、歌う歌手やミュージシャンが、著作権を持っているわけじゃないんですね。 | 不是唱歌的人和跳舞的人有著作权。 | 歌を歌う人やダンサーが著作権を持つてるわけではありません。 | | |
| 24 | 歌われる、作詞作曲、いわば楽譜に書ける情報が著作物であって、 | 是作词作曲，写在乐谱上的东西是著作。 | 作词作曲をして楽譜に書いたものが著作物です。 | | |
| 25 | えーそれを作りだした作詞家とか作曲家が、著作権を持っていることになりす。よいでしょうか。 | 那些作词家和作曲家有著作权。 | その作詞家や作曲家が著作権を持っています。 | | |
| 26 | あ、ですからあの一、ジャズロック、えー日本音楽著作権協会というね、こう、なんというかね、こう、すばらしい団体がありますけどもね。もうね、最近とみにすばらしさがこうね、日増しに増してる感じがこう、しますけれども。 | 没听清。 | はっきり聞き取れませんでした。 | | |
| 27 | あれは作詞家作曲家から権利を、預かって、いわば委ねられて、ああいうことをしているわけす。ね。よろしいでしょうか。これが2番目です。 | 是作词作曲家有那个著作权，所以他们做这样的事情。 | 作詞家や作曲家はその著作権は持っているの、そういうことをします。 | | |
| 28 | | | | そういうことってどういうことですか。 | |
| 29 | | 不知道。 | わかりません。 | | |
| 30 | えー、3番目、この舞踊や無言劇ってのは、ダンスやパントマイムで、これも同じで、あの振りつけが著作物なんです。 | 第三个是舞蹈，这个同样地编舞的人有著作权。 | 3つ目は踊りであって、これも同じように振りつけをする人が著作権を持っています。 | | |
| 31 | 踊るダンサーが著作者なんじゃなくて、踊られる振りつけが著作物で、それを作りだした、振付家、コリオグラファーが、著作者ということになります。 | 不是跳舞的人有著作权，而是编舞的人有著作权。 | ダンサーが著作権を持っているのではなくて、振付師が著作権を持っているのです。 | | |
| 32 | だからあの、振りつけを作った、たとえばハバイヤ鈴木さんとかね、ラッキィ池田さんと、それを踊っている、ダンサーとかあるいはAKBとかね、こういう人たちが、こう喧嘩をした場合、僕の振りつけはもう踊らないでねって言われると、理論上は踊れません。そんな感じになります。はい。 | 嗯，就是有几个跳舞的艺人，如果他们吵架了说你不要跳我的舞，「わからない[日本語で発話する]」。 | えーと、何人かの踊りを踊る芸能人がいて、その人たちが喧嘩をして、踊りを踊らないでと言って、「わからない」。 | | |
| 33 | | | | 誰と誰がけんかするんですか。 | |

| | | | | | |
|----|--|--|--|-------------|--|
| 34 | | 呃，那个AKB。[8秒間無言。]「わからない[日本語で発話する]」，不知道。 | まあ，AKB。[8秒無言。]「わからない」，わかりません。 | | |
| 35 | えー4番目，美術ですね。これは広く，ビジュアルな作品は全部含まれます。あの絵画や彫刻だけとは限りません。 | 第四个美术，包括所有视觉的作品。 | 4番目は美術で，あらゆるビジュアル的な作品です。 | | |
| 36 | えー，たとえばイラストとかね，CG，コンピューターグラフィック。 | 比如插画，CG，电脑的特效制作。 | たとえば，イラストとかCG，パソコンでのグラフィックデザインです。 | | |
| 37 | 珍しいところではあの漫画は，この1番のテキストと，4番の美術の複合的な作品だよっていうことを，言います。よろしいでしょうか。 | 漫画属于第一个和第四个，这两个都属于。 | 漫画は1にも4にもどちらにも属します。 | | |
| 38 | 複合作品。あの，ほら，吹きだしの中のセリフだけ読んでもあまり面白くないじゃないですか。でも，吹きだしが真っ白だったら，これ相当つまんないですよ。ということで，両方そろって初めて一体ということで，漫画は1，4の複合体です。 | 如果只有台词的话就不会很有趣，所以漫画是1和4，嗯，合起来才有的。 | セリフだけではそんなに面白くないので，漫画1は4とを合わせて作られているのです。 | | |
| 39 | 5番建築。建築芸術と言えるような，独創性のある建物は，これに当たります。 | 嗯第五个是建筑，与建筑有关的设计都属于这个。 | 5番目は建築で，建築に関する設計もこれに属します。 | | |
| 40 | | | | どのような建築ですか。 | |
| 41 | | 不知道。 | わかりません。 | | |
| 42 | 6番図形。これは，設計図面とか，それから地図なんかが当たります。 | 第六个图形，比如地图就属于这个。 | 6番目は図形で，たとえば地図がこれに当たります。 | | |
| 43 | | | | ほかには？ | |
| 44 | | 没听到。 | ちょっと聞き取れませんでした。 | | |
| 45 | 地図。あの，うー，こういうと，えっ地図っていうのは事実をありのままにうつすものであって，別に創作するものじゃないんじゃない | 地图的话一般来说呢，是把本来就有的东西就这样复制上去。 | 地図の場合，一般的に見て，もともとあるものを複製したものです。 | | |

| | | | | | |
|----|---|--|--|-------------------|--|
| 46 | | | | あるものとは？ | |
| 47 | | 地形之类的。 | 地形のようなもの。 | | |
| 48 | 普通はと、思われるかたも多いでしょう。で、その通りです。あの事実をありのままにうつしたものは著作物じゃありません。 | 如果把本来就有的事实放上去的话就不算是著作权。 | もともとある事実を描いたのであれば、著作権にはなりません。 | | |
| 49 | あくまでも、そこにこうビジュアルな工夫を加えたりすると、地図も著作物になるよという話です。 | 但是在这里面再加上一些艺术的设计，它就具有了著作权。 | しかし、それに芸術的なデザインを加えると著作権が発生します。 | | |
| 50 | | | | たとえばなにを？ | |
| 51 | | 図形之类的。 | まあ図形など。 | | |
| 52 | でね、よってこう、ネット上なんかで、あー地図、ちょっといいやって言っただけでこうコピペしてね、でチラシとかね、えーウェブなんかで、こういわば無断で転載をすると、たまーにクレーム受けることがあります。 | 没听说。 | ちょっと聞き取れませんでした。 | | |
| 53 | | | | なんの話の続きかはわかりましたか。 | |
| 54 | | 传单，传单。 | チラシは聞き取れました。 | | |
| 55 | あんまり、滅多に受けません。なんでかっていうと、地図を載っける人ってのはだいたいこうそこに来てほしいから載っけてますね。 | 嗯，在地图上画的地方是希望大家都来，所以设计了那么一个地方。 | 地図に書いてある場所っていうのは、みんなに来てほしいから書いてあるんです。 | | |
| 56 | 転載してほしいんですね。 | 啊，希望大家转载，就是口口相传之类的，就是宣传。 | ですから、まあ、みんなに転載してネット上にあげてほしい、公開してほしいんです。 | | |
| 57 | だからあんまり、受けない。たまーにそういうトラブルがあって、えー相談があったりします。これが馬鹿にできないのが、あの去年の暮れぐらいからですね。じつは全国の、あの都道府県のような自治体で、ホームページから、 | 有些东西大家随便转载是不可以的，然后有的都道府县有自治会，就采取了一些行动。 | そのみんなが勝手に転載するのはよくないことです。ですから、都道府県の自治体が対策を取りました。なにか行動を起こしました。 | | |

| | | | | | |
|----|---|-------------------------|---|--------------------------------|--|
| 58 | | | | その前に、地図のことでなにがあったかというのわかりましたか。 | |
| 59 | | 「わからない[日本語で発話する]」。 | 「わからない」。 | | |
| 60 | 地図を大量に削除するっていうのが起きてるんですよ。あの、ゼンリンとかね、それからGoogleマップとか、えーああいう地図を、結構自治体ってのはこう転載してるんです。 | 自治体用了谷歌地图或是其他的一些地图。 | 自治体の中には、Googleの地図やそのほかの地図を利用しているところもあります。 | | |
| 61 | でね、去年の暮れぐらいに、あの、DeNAっていう会社が、キュレーションサイトを巡って、ちょっとこう、騒ぎになったわけです。 | 有一个DeNA的网站，用了这个。 | DeNAという名前のサイトはこれを使っています。 | | |
| 62 | で、あの頃から、著作権真面目に考えなきゃなっていうのが、一段また社会の中で高まりましてね。で、各自治体がこう心配になっちゃったらいいんですよ。で、地図とか無断で転載していいのか、 | 自治体就开始担心这些地图随便转载没关系吗。 | 自治体が地図を勝手に転載して大丈夫なのかと心配になりはじめました。 | | |
| 63 | | | | その前に、なにか社会の、という話がありましたか。 | |
| 64 | | 不知道。 | わかりません。 | | |
| 65 | こう検討を始める。で、そしたらこう、どうも厳密に言う、だめかもしれないっていう不安が高まったらしくて、そうするとね、真面目ですから、こう一気に、全部削除したりするんですよ。 | 因为他们开始担心，所以一下子把它们全都删掉了。 | 心配になりはじめましたので、それらをもう一気に削除しました。 | | |
| 66 | | | | なんの心配ですか。 | |
| 67 | | 著作権。 | 著作権の事です。 | | |
| 68 | | | | 著作権のことをどう心配したんですか。 | |
| 69 | | 被侵权。 | 著作権の侵害をしているんじゃないかと心配になりはじめました。 | | |

| | | | | | |
|----|--|--|--|--|------|
| 70 | で、どの、どんな規模かつつと岩手県とか宮城県とかね、4000枚一気に削除とかね。これはね、考えてみるとかなり不便な事態ですよ。こう、都道府県のありとあらゆるね、病院から図書館からね、劇場からありとあらゆる地図が忽然と姿を消すわけです。 | 地图上的一些医院之类的东西都从地图上被删掉了。 | 地図から病院などのものがすべて削除されました。 | | |
| 71 | すると、みなさんはね、こうスマホがなんでも教えてくれる世代ですから、別にたどりつけるけど、お年寄りとかね。ま、お年寄りもともとホームページ見てないかもしれないけども、でもね、こう見て、地図見て地図頼りにたどりつこうっていうときに、その地図なくなっちゃうと、結構混乱が、広がるわけ。 | 年轻人可能有手机可能没什么关系，但是老年人他们看地图的时候，如果这些没有的话就会很慌乱。 | 若い人は携帯で地図を調べるから問題ないと思うんですけど、お年寄りが地図をよく利用するので、見てなかったら、混乱が起こります。 | | |
| 72 | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] |
| 73 | えー、映画です。うー、これは、あの一、広く動画、映像作品というのは全部、この映画の著作物というふうに扱われます。あの劇場用の映画だけには限らないわけですよ。 | 与电影有关的都属于电影的著作权。 | 映画に関係するものはすべて映画の著作権に属します。 | | |
| 74 | たとえばテレビドラマとかテレビバラエティ番組なんかもここに含まれます。よろしいでしょうか。 | 不仅是电影院的电影，还有综艺节目，电视节目这种都属于这个里面。 | 映画館での映画だけでなく、バラエティ番組やテレビ番組もすべてここに入ります。 | | |
| 75 | それからあの、ショートフィルムなんか含まれます。我々の身近にある最も、短い映画の著作物というのがあるでしょう。はい、時間ありませんから、言ってください。はい、そうですね。はい、この全員参加感でいきたいと思えますけれどもね。こうテレビCMなんか、こう短いものです。 | 刚才问有没有一些很短的属于这个映画，电影之类的著作权，他就说电视广告也算这个。 | さっき、映画みたいな短い映像の著作権があるかどうかについて聞きましたが、この人はテレビCMがそれですと言っています。 | | |
| 76 | あと6秒動画とか、あんなの含まれてきますね。うー、映画。あのテレビゲームの画面なんか映画の著作物。よく言います。写真。これも独創性があれば当たります。プログラム、これコンピュータープログラムです。 | 第八个是照片。第九个就是， | その次、8番目は写真です。9番目は、 | | |
| 77 | | | | 映画にほかになにかが含まれるって言ったと思うんですけど、聞き取れましたか。 | |
| 78 | | 六十秒の動画、还有电视游戏。 | 60秒の動画、それから、テレビゲーム。 | | |
| 79 | ということで、この例はなかなか使い出があるんです。なんだからってこれで、だいたい想像がつくんです。我々は、短編小説ですよと言われると、あーじゃあ内容を読んでみて、独創性がどのぐらいあるか判断しようとかか、そういうことはあんまり言いません。 | 嗯，如果看了一篇小说，要想它这里面有多少著作权的话，一般不会去这样做。 | まあ、小説を1冊読んだら、その中にどれだけ著作権があったかっていうのは普通考えません。 | | |
| 80 | | | | その前に、この例をまとめてなにか言っていたと思うんですけど、そこは聞き取れましたか。 | |

| | | | | | |
|----|---|---|---|--------------------------------|--|
| 81 | | 嗯，忘记了。 | あの一，忘れました。 | | |
| 82 | 短編小説ですよと言われたら、あ、きっと著作物だなと、想像をして、これで、ほぼほぼ、間違ったことはないはずですよ。 | 说到短篇小说的话，就会想到它就是一个著作。 | 短編小説だと言ったら、もう著作物だというふうにすぐ思います。 | | |
| 83 | つまり、99パーセントはもうこの例で、判断がつくんです。 | 百分之九十九都可以归到这几个里面。 | この99パーセントはすべてこの例の中に入ります。 | | |
| 84 | | | | この例の中に入るっていうことは、つまり、どういうことですか。 | |
| 85 | | 不知道。 | わかりません。 | | |
| 86 | なんでかっていうと、あの1本の短編小説の中に、まったく創作性を込めずに書くほうが、難しいですよ。 | 嗯，因为一本小说里面，如果没有著作权的话，就很难把它写下去。 | なぜなら、1冊の小説の中に著作権がないというのは、書くのが非常に困難だからです。 | | |
| 87 | 必ずどこかに獨創性、創作性があります。 | 肯定某个地方有它自己独创的东西。 | きっとどこかに獨創的なものがあります。 | | |
| 88 | だから全体を言えば、まずたいいは著作物です。にもかかわらず、我々がこう現場でふっと悩むとか、みなさんがなんかトラブルに巻き込まれちゃうときっていうのは、この例では判断がつかない場合が多い。 | 但是大家如果被侵权给困扰的话，基本上就用不到这些例子。 | けれども、みなさんが著作権侵害のことで困るときというのは、基本的にこれらの例は使えません。 | | |
| 89 | つまり残り1パーセントの場合っていうのは、この例では判断がつかずに、我々は意図しなくても、無意識のうちにこの、これは創作的な表現なのかっていう、結構ね、哲学的な問いの前に、たらずんでいたりするわけです。 | 嗯，就是百分之百的著作权比较难判断它是创作的表现，可能这个创作的表现，这个词就比较哲学抽象，大家会很犹豫那1%的东西它到底属于不属于著作。 | まあ、1パーセントの著作権はこれらの創造的な表現であることを判断しにくいです。おそらく創作的な表現という言葉は抽象的なので、1パーセントのものについては、著作物に当たるかどうか迷うからでしょう。 | | |
| 90 | | | | 無意識のうちにというのは聞こえましたか。 | |
| 91 | | 没有。 | いいえ。 | | |
| 92 | というわけで、もうちょっとこの、創作的な表現ということを深めてみたいと思うんですけども、これはあくまでも抽象的ですから、今日は裏側から考えてみます。つまり、どんな情報が、著作物じゃないのか。どんな情報が創作的な表現では、ないのかということで、今日は5つの例を挙げようと思います。 | 嗯，今天要讲一下哪些东西是不属于创作的表现，不属于著作物的。 | えーと、今日はどういうものが創作的な表現にならないのか、著作物に属さないのかという例を挙げます。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|----------------------------------|--|------------------------|------|
| 93 | | | | なぜ創作的な表現でないものを挙げるんですか。 | |
| 94 | | 因为大家比较容易在那些东西上面侵权。 | みんながそれら属さないものにおいて、著作権侵害をしやすいからです。 | | |
| 95 | これがまた使い出があります。これは、どう使い出があるかっていうと、要するに自由に使える情報だってことです。著作権のことを気にせずに自由に使える情報の例をこれから5つ挙げますから、これもできれば頭に入れてください。 | 不属于著作权，呃，大家可以自由使用的例子，我会举五个这样的例子。 | 著作権に属さないものは自由に使うことができる例なので、そういう例を5つ挙げます。 | | |
| 96 | はい、まず1番目です。創作性がないのだから、ありふれた、定石的な表現、これは、著作物には当たりません。つまり、自由に使えます。 | 大家普遍，很常见的那些表现，大家可以自由地使用。 | どこにでもあってよく見る表現はみなさんも自由に使っています。 | | |
| 97 | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] |
| 98 | この、ありふれた表現。これは著作物には当たりません。たとえば私は先ほど、1本の短編小説は、だいたい著作物に当たるんだと言いましたが、 | 比如说我刚才说一本小说，基本上都属于著作权。 | たとえば、さきほど、1冊の小説は基本的に著作権に当たると言いました。 | | |
| 99 | それは全体を見るからです。全体を見ると全体構成がありますから創作性がある。 | 啊，这是因为我是从整体来看的。 | あつ、なぜなら私はそれは全体的に見たからです。 | | |
| 100 | でも、これをバラバラに分解していくと、意外とパーツというのはありふれてるんです。 | 但是如果分散地去看的话，也有一些很常见的表现。 | もしそれを分解してみると、よく見る表現もあります。 | | |
| 101 | | | | それってなんですか。 | |
| 102 | | 词语或者句子吧。 | 言葉あるいは文でしょう。 | | |
| 103 | たとえば、1文に分解したら、たいていの文章っていうのはありふれてます。少年は、背筋を、冷たいものが走るのを覚えた。ありふれてますね。あの、最初に思いついた人っていうのは、独創的だったと思うんですよ。 | 有一句话没听清。一开始用这个表现的人，这个表现就是他独创的。 | 1文、よく聞き取れませんでした。でも、この表現は最初にそれをした人の独創的なものになります。 | | |
| 104 | でも今やありふれてるわけです。 | 但是现在就特别常见。 | でも、今はもうとてもありふれています。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|---|--|--------------------------------|--|
| 105 | だから誰かがこう小説を読んでね、生まれて初めて、少年は背筋を冷たいものが走るのを覚えたという、表現に出あう。で、なんとなく印象に残ってて、えー、10年後に自分が初めて小説を書くときに、彼は、背筋を冷たいものが走るのを覚えた。これはもちろん、構わないわけです。 | 有一个人他以前看到了这句话的表现，然后他记住了这句话，之后他写文章的时候可能就会用上了这句话。 | ある人が、以前この表現を見つけて、その表現を覚えて、そのあと、自分が文章を書くときにそれを使った。 | | |
| 106 | | | | それってどんな表現かはわかりましたか。 | |
| 107 | | 「セズジという言葉はわからない[日本語で発話する]」。就是有一个少年在怎么样地奔跑。啊我想起来了，就是他好像挺直了背在奔跑吧。 | 「セズジという言葉はわからない」。ひとりの少年が、なかなか様子で、走っている。あ、思い出しました。たぶん、背筋を伸ばして走った、なんかそんな感じですよ。 | | |
| 108 | あのそういうふうには考えないと、我々はどんなに独創的な小説を書こうが、子供の頃に読んだどれかの教科書に対する侵害だったということになりかねないわけですよ。そういうふうになると、文化というのは窒息するんです。 | 如果大家都必须全部都用独创的表现的话，那文化就是一件很令人窒息的事情。 | もし文を書くときに、みんなが必ずすべて独創的なことを使わないといけなければ、文化は人を窒息させます。 | | |
| 109 | | | | さっきの背筋のなんとか、というのはどういう例だったんですか。 | |
| 110 | | 呃，是一种很常见的文学表现的例子。 | うーん、よくありふれた文学表現の例です。 | | |
| 111 | ですからそんなふうには考えません。そしてここに、全体を見て、あるいは例では、判断がつかない場合があると書いた理由があります。あの、小説全体が著作物だとしてもそれで話終わりじゃないんです。そこから、1文を借りてくるときに、この1文に、創作性があるか、この1文が創作的な表現と言えるかが、勝負の分かれ目なんです。 | 虽然他整体来看一本小说就是，就是属于著作物，但是如果拿出一个句子来看的话，它就是，它属于不属于独创的，就很重要。 | 本全体から見ると、それは著作物に当たりますが、1文を取りだして見る場合、あの、それが独創的なものだと言えるかどうか重要です。 | | |
| 112 | | | | 言えるとは限らないということとは？ | |
| 113 | | 就很难去说它属于不属于侵权。 | 侵害してるのかどうかは言いづらいということです。 | | |
| 114 | 言えなかったら、使って構わないんです。利用する部分で著作権というのは、考えるんですね。これが、基本です。 | 自己在家里用的话就不算侵权，但是如果利用它做什么的话可能就属于侵权。 | 自分が家で使う場合は、著作権侵害には当たらないんですけど、作品の中で使うと侵害になります。 | | |
| 115 | | | | 家の中で？ | |

| | | | | | |
|-----|---|---|--|---------------|--|
| 116 | | 没怎么听懂。 | ちょっとよくわかりませんでした。 | | |
| 117 | というわけで、ありふれた表現、使える、あーなるほどわかった、わかったけれども、一体それって、どの程度までだったらありふれてると言っ、どの程度は創作的な表現って言うんだと。それ、たぶん程度問題だよねと。その通りなんです。 | 这可能是程度的问题。 | これはおそらく程度の問題だと思います。 | | |
| 118 | | | | これというのはなんですか。 | |
| 119 | | 属不属于侵权。 | 侵害に当たるかどうか。 | | |
| 120 | あの一、たとえば1文はたいていありふれてると言ったけれども、これが2文になって3文のかたまりになると、当然だけど組みあわせが生まれますから、創作性ってのは普通は高まります。 | 呃，如果要两三句话来看的话，这个组合它的创作性就变高了。 | うーん、2、3文の組みあわせだと創作性が高まります。 | | |
| 121 | | | | 1文は？ | |
| 122 | | 呃，就，可能就是很常见的句子。 | えーと、おそらくありふれた文だと思います。 | | |
| 123 | じゃあ、どのくらいから、創作的な表現なの、3文だったらどうなの。たとえば村上春樹の小説から3つの文のつながりを、まるまる借りてきて自分の小説に、使っちゃう。まあほんのてにをはだけ変えて使っちゃう。これはオッケーなの。んーなんか、だいぶ微妙な気がする。 | 就如果把三句话的组合就这样子直接拿到自己的文章里来用的话，就有点不好说了。 | 3文の組みあわせを自分の小説の中に持ってきたら、あの、ちょっと判断が難しいと思います。 | | |
| 124 | | | | なんの判断が？ | |
| 125 | | 是不是侵权。 | 著作権の侵害かどうか。 | | |
| 126 | 1段落はどうだと。1段落借りてきて固有名詞だけ変えて自分の小説に使っちゃう。たぶんだめなんじゃないかっていう気がする。 | 如果把一整个段落都拿过来的话可能就确实属于侵权了。 | 1段落全体を借りてきたら、まあ、きっと確実に著作権の侵害に当たるでしょう。 | | |
| 127 | こんなふうに、長さがすべてじゃないけども、だんだんだんだんありふれた表現から創作性が増してって、たぶんどっかでための領域に入るんだらうなってことは想像がつくわけです。 | 呃虽然不能光看它的长度，但是要是很多都直接拿来用的话就属于侵权了。如果用了太多别人的作品的话就会属于侵权。 | まあ、その程度だけを問題にすることはできませんが、多くを借りてきて使ったら、著作権の侵害になります。他人のものをたくさん使うと、著作権の侵害になります。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|-------------------------------|---|--|------|
| 128 | じゃー一体、どの程度なんだ。それは、あんまり高い創作性ではないと言われてます。むしろ、その人なりの最低限の個性が表れてれば十分だ | 可能只要这个展现出来了那个人的个性，就属于著作。 | その人の個性が表れていれば著作物と言えます。 | | |
| 129 | と、いうのが、判例の言うところ。最低限の個性が表れていれればいい。その人らしいものがちょっとでもありゃあいい。だからあんまりいい例じゃないんだけど、あの、子供の落書きでも著作物だよってよく言います。 | 举一个不太好的例子，呃小孩的乱涂乱画也是一种著作。 | あまりよくない例なんですけども、うーん、子供の落書きも著作物になります。 | | |
| 130 | | | | 著作権の最低限みたいな話があったと思うんですけど、それはなにか言っていましたか。 | |
| 131 | | 呃只要有稍微表现了一点那个人的个性。 | うーん、その人の個性が少しでも表れていれば。 | | |
| 132 | | | | 子供の落書きの話でしたが、そのあとになにか言っていましたか。 | |
| 133 | | 呃，不知道。 | うーん，わかりません。 | | |
| 134 | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] | [中略] |
| 135 | で、2番目です。著作物から除かれる情報その2。事実やデータです。客観的な事実というのは、あれは、誰かが創作したものでないので、著作物には当たりません。 | 实际发生的事实不是谁创造出来的，所以没有著作权。 | 実際に発生したことは、誰かが作ったことではないので、あの、著作権は発生しません。 | | |
| 136 | | | | 最初なんて言ってくれましたっけ。 | |
| 137 | | 就，发生过的事情。 | あの，起こった出来事。 | | |
| 138 | たとえば昨年、日本での交通事故の24時間以内死者数は何人だったみたいな情報です。 | 比如去年发生的一个交通事故里二十四小时之内出现了几个死者。 | たとえば、去年起こった交通事故で、24時間以内に何人死者が出たか、というようなデータです。 | | |
| 139 | これは、厳然とそこで起きたことであり、誰も独占することはできません。 | 这是已经发生过的事情，谁都不能独占这个情报。 | これはもう起こった出来事なのでこの情報を誰も独占することはできません。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|---|--------------------------------|--|
| 140 | だからどんなに苦労して調べあげたデータであっても、公表したが最後、基本は利用自由です。 | 嗯，最后一个词没听懂。 | 最後の、あの、一言がわかりませんでした。 | | |
| 141 | | | | それまでの内容は？ | |
| 142 | | 呃忘，忘记了。啊，刚才那个我说我忘记了的地方。不管你多努力去找这个数据，但是它被公表出来了你也不能独占它。 | うーん，忘れました。あつ，さっき忘れたと言ったところなんです。どんなに頑張って集めたデータであっても，もうそれが公開されれば独占することはできません。 | | |
| 143 | え，政府系の，あの白書に載っていたデータですけど大丈夫ですか。大丈夫です。あのシンクタンクが発表した，統計データですけど。公表されてる以上は，基本は自由に使えます。データを抽出するのはね。そのデータを説明するための文章を丸ごと借りてきたりすると，文章にはレトリックというのがありますから，だめな場合もあります。データを借りるのは， | 说明那个数据的文章，呃，嗯，如果把它全部借用过来的话有可能造成侵权，但是这个数字的话是不会造成侵权的。 | そのデータを説明する文章をすべてそのまま借りてきたら，あの，著作権侵害になりますが，そのデータだったら，あの，著作権侵害にはなりません。 | | |
| 144 | | | | そのデータはどうされているんですか。どうなっているんですか。 | |
| 145 | | 就已经被公开的。 | すでに公開されているのです。 | | |
| 146 | 公表データなら基本自由です。よろしいですか。ただし，あの利用規約に反するとかね，そういうケースが中にはありますから，利用規約はよく読んだほうがいいと思いますけどね。 | 「キヤク[日本語で発話する]」，不知道。 | 「キヤク」はわかりません。 | | |
| 147 | | | | ほかは？どんな内容ですか。 | |
| 148 | | 要看这个，「リョーキヤク[日本語で発話する]」，来判断它是不是侵权。 | あの，「リョーキヤク」を見て，著作権侵害かどうか判断します。 | | |
| 149 | 2番目の事実，データでした。えー3番目，著作物として守られるのは，具体的な表現として形を取ったものです。具体的な表現です。その根底にある，アイデアは守られません。 | 嗯你表达出来的语言它可能会，呃，是著作权，但是你的想法，呃，是保护不了这个想法不被侵权的。 | うーん，表現された言葉というのは著作権がありますが，その考え，アイデアというのは，あの，守ることができませんので，著作権侵害にはなりません。 | | |
| 150 | アイデアは流用自由なんです。実は，たとえば，猫の一人称で小説を書く。天才的なアイデアですね。ここでは仮に，これは我が国が誇る夏目漱石先生が，ね，最初に，世界で思いついたんだとしましょう。猫の一人称で小説を書くと思うんだ僕は何と。これを彼が，当時仲のよかった正岡子規にしゃべったとしましょう。そしたらなんと，正岡子規のほうが，そのアイデアを使って先に，猫の一人称で小説を書いちゃったとしましょう。 | 呃，比如说以猫为第一人称来写小说，就当做夏目漱石是第一个想到这个想法的人。然后他把这个想法跟子规说了，然后他的朋友就先用这个想法写出了一本小说。 | あの，たとえば，猫の一人称で小説に書くというのは，夏目漱石が最初にこのアイデアを思いついた人であると思います。そして，彼はそのアイデアを子規に話しました。そのあと，彼の友だちが先にそのアイデアを使って小説を書いてしまいました。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|---------------------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 151 | まずいですね。ふたりの友情はそれで終わりです。しかし、著作権侵害にはおそらく当たりません。このアイデアだけであれば、著作物とは言えないんです。利用は自由なんです。 | 呃，所以这个就不属于侵权，因为这个想法，它谁都可以用。 | なので、これは著作権侵害と言えません。なぜならアイデアは誰でも使うことができるからです。 | | |
| 152 | あの一、書いたあとも同じですよ。吾輩は猫であるを漱石が発表したあと、それを読んだ人が、あ、猫の一人称で僕も書いてみようって小説書くのは自由です。 | 呃，就谁都可以用这个我是猫这个的想法来写小说。 | 誰でも吾輩は猫であるのアイデアで小説を書くことができます。 | | |
| 153 | なんでそうなるのか。これはもちろん、価値のあるアイデア、ねえ、いい加減な創作物そのものよりも、たとえば小説そのものよりも、根底のアイデアのほうが、価値があるなんていうのはざらにあることです。じゃ、アイデア無断で借りられたら腹立たないの。ものすごい腹立ちます。借りられた経験のある人だったらわかりますよね。自分のアイデアを、人がまるで自分の思いつきであるかのようにどっかかね、もうね、それについて語り始めるとちよっと長いんでやめますけどもね。 | 但是如果有人用了自己的想法，这件事情是很令人生气的。 | もし人が自分のアイデアを使ってしまったというふうになったら、非常に腹が立つことです。 | | |
| 154 | | | | アイデアについてはなにか言っていましたか。どんなものとか。 | |
| 155 | | 呃，就是我是猫的那个。 | うーん、吾輩は猫であるという、そのアイデアです。 | | |
| 156 | | | | 吾輩は猫であるというのが、さらにどういふものかっていうことですか。 | |
| 157 | | 就是你看了这个小说，觉得这个想法很好，然后自己也想想试试从这个角度写文章。 | 小説を読んで、このアイデアは非常によいと思い、自分もそういう目線で小説を書いてみる。 | | |
| 158 | うー、じゃあなんで自由利用にしてるのかと。これは、たとえばそのアイデアの中には作品の作りかたのアイデアもあります。空気遠近法なんていってね。遠くにあるものは色がぼやけて色が薄れて見える。この空気の作用を利用して、遠近感を出す技法を空気遠近法と言います。えー、これを大成したひとりが、レオナルド・ダ・ヴィンチである。 | 呃，就是有一个模糊的色彩的想法，然后是达芬奇的想法。 | 色がぼんやりしているアイデアがあって、それからダ・ヴィンチのアイデアです。 | | |
| 159 | この空気遠近法によって書かれた彼の代表作が、なんでしょうか。そうなんです。そうですね。ありがとうございます、全員参加ですからね。はい。モナリザですね。 | 然后达芬奇用了这个空气什么法，画的代表作就是蒙娜丽莎。 | それから、ダ・ヴィンチが空気なんとか法を用いて描いた代表作がモナリザです。 | | |
| 160 | あの今はもう全体ぼやけちゃってますからあのよくわかんないですけど、あの、書かれた当初はあの、女性は、くっきりとした色で、描かれて、遠くはぼやけてたんです。仮にこの空気遠近法というアイデアが著作物だとすると、要するに誰も、空気遠近法で絵を書いちゃいけないってことになるわけです。レオナルドが生きてる間と彼が死んでから何十年もの間、 | 如果这个空气什么法是有著作权的话，就表示其他人都不能用这个方法画画了。 | もしこの空気なんとか法というのが著作物に当たるのなら、ほかの人はこの方法を使って絵を描けなくなります。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|---|-------------------------|--|
| 161 | 遺族の許可がない限り、たとえ頭の中に絵があっても、たとえここに傑作があって、あとは手を動かすだけだと思っても書けないんです。著作権侵害になっちゃうから。これが、アイデアを独占させない理由です。 | 呃如果是这样的话，如果有人脑海里有一个，呃杰作的想法，就差动画这个画的话，嗯就是他也不能去画这个画，因为会侵权，所以这就是想法没有著作权的理由。 | まあ、ある人が頭の中にごく傑作が浮かんでいて、あとは筆を動かすだけっていう状態になっても、その方法が使えないなら、描けなくなります。なので、これがそのアイデアを著作物としないという理由です。 | | |
| 162 | | | | アイデアを独占させないという理由をまとめると？ | |
| 163 | | [14秒間無言。]因为它很抽象，不是具体的东西。 | [14秒間無言。]それは非常に抽象的なもので具体的なものではないからです。 | | |
| 164 | すばらしいアイデアだったら、みんな自由に使わせて、もっとよい作品が生まれることを期待しよう。その代わりに、生まれた具体的作品を、まねすることはなしにしよう。 | 呃，就是，别人可以用这个想法做出更好的作品。 | あの、他人がそのアイデアを使って、よりよい作品を作ることができます。 | | |
| 165 | これが、我々の、社会の、いわば、バランスラインです、現在。 | 但是别人用这个想法可以创作出的更好的东西，但是这个作品是有著作权的，是不能被侵权的。这就是一个界限。 | けれども、他人がそのアイデアを使って、創作したさらによい作品には著作権がありますから、それを侵害することはできません。これが境界線です。 | | |
| 166 | 表現は、無断利用なし。アイデアは、無断利用ありでと。よいでしょうか、そんなふうに、考えます。さあ、4番目です。うー、著作物に当たらない情報のその4。題号・名称・短いフレーズと書きました。これが[スクリーンの「題号」の所を指示しながら]、タイトルです。これは[スクリーンの「名称」の所を指示しながら]作品に登場するような、それぞれの名前です。たとえば、スネ夫。今私がスネ夫と言ったときに、 | 呃，第四个就是这些东西，然后第一个题号就是题目，然后名称就是出现在作品里的人物名字。 | まあ、4つ目はこれらのものです。そして、1つ目はテーマ、それから、名称は作品に出てくる人物の名前です。 | | |
| 167 | みなさんハツとしたと思うんです。みなさんの頭上にはおそらく、ある特定の人物の顔が浮かんだと思うんです。その人物はおそらく横顔だったんじゃないかと思うんです。だいたい横顔です。みんなが同じ人物を思い浮かべるといことはこれはかなり、特徴的な名前です。 | 就比如说是一个名字，然后大家都会想到一个人，可能想到的是他的侧脸。 | まあ、たとえば、名前を言うと、みんな同一人物を思い浮かべます。おそらくその人の横顔を思い浮かべます。 | | |
| 168 | | | | 具体的な名前は誰ですか。 | |
| 169 | | 「スネオ【日本語で発話する】」？ | 「スネオ」？ | | |
| 170 | | | | スネ夫はわかりますか。 | |
| 171 | | 不知道。 | わかりません。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|---|-------------------------|--|
| 172 | にもかかわらず、これはもとはと言えはたった3音の言葉にしか過ぎないわけですね。ス、ネ、オです。しかも、すねてる男の子だからスネ夫です。元はと言えは決して独創的じゃないんです。あの時代はそういうなん、ネーミングすこい多かったんですね。 | 嗯可能在那个时代，所有的男的都叫「スネオ[日本語で発話する]」。所以「スネオ[日本語で発話する]」这个名字就不是一个独创的名字。 | うーん、おそらくその時代は、すべての男性の名前が「スネオ」だったんでしょう。ですから、「スネオ」という名前は独占されている名前ではありません。 | | |
| 173 | スネ夫ね。キザオね。イヤミね。イヤミひどいですね。もう人の名前とは思えないですね。まさかあのイヤミがね、何十年を経てああいう復活の形をとげるとはね、こう誰も、思わなかったわけですから。うー、いずれにしても、もしこれが著作物だとすると、著作権というのとはとても強い権利ですから、ほほほほ、おおよけに使えなくなっちゃうんです。 | 如果这个也属于著作的话，呃著作权是个很大很厉害的东西，然后大家在公众场合基本上就不能用这个东西。 | もしこれらも著作物となるならば、うーん、著作権というのは非常に強いものなので、みなさんは公共の場所ではこれらを使うことができません。 | | |
| 174 | | | | これらっていうのはなんの例ですか。 | |
| 175 | | 「名前[日本語で発話する]」。 | 「名前」。 | | |
| 176 | あの、スネ夫を、漫画に書けないとかそんなレベルじゃないですよ。スネ夫という言葉、ブログに書くこともできなくなります。ね。 | 不是说这个名字不能在漫画里面，而是把这个名字写在blog里面也是不行的。 | 漫画の中にこの名前でも描けないということだけではなく、ブログの中にも書いてはいけないということになります。 | | |
| 177 | うちの教授は、スネ夫みたいな奴だからとか書けなくなるんです。 | 我们的教授是像「スネオ[日本語で発話する]」一样的人，这种话也不能写。 | うちの教授は「スネオ」みたいな人だという、そういう言葉さえも書けなくなります。 | | |
| 178 | 書かないほうがいいけど、書かないほうがいいけど書けなくなる。そうするとね、3音の言葉なんてだいたい世の中ももうすでに存在してますから、要するに、どんな言葉も使えなくなっちゃう。これじゃあ不便だから、要するに、ありていと言えは短すぎるから、独占させないんです。 | 这样的话会造成很多的不便，而且名字这个很短，所以就不算是有著作权。 | このようになると非常に不便だし、名前は非常に短いので、こういうものは著作権侵害とは言わないようにしています。 | | |
| 179 | | | | このようになるとは、どのようになると、ですか。 | |
| 180 | | 嗯，就是各种场合都不能用这个名字。 | うーん、どういう場合でも、この名前を使ってはいけません。 | | |
| 181 | 短いフレーズも同様で、交通標語なんかよくね、悩みますね。えー、手を上げて横断歩道を渡りましょう。著作物でしょうか。もしこれが著作物だとすると、ほほほほ、おおよけには、手を上げて横断歩道を渡りましょうとは言えなくなります。 | 就是短的这个词组也是不属于有著作权的，就比如说呢，举起手来再过马路这句话如果有著作权的话，就在公众场合都不能用这句话。 | 短い言葉も著作権には当たりません。たとえば、手を挙げてから道を渡りましょうという言葉に著作権があるなら、おおよけの場所では使えなくなります。 | | |
| 182 | あの、警察といえども看板に書けなくなります。著作権って強力ですから。んー、困りますね。なにが困ってこう、手を上げて横断歩道を渡りましょうと書かずして、どうやって手を上げて横断歩道を渡りましょうというメッセージを伝えるかです。うー、どう、どうやっ、どうやって伝える。ジェスチャーか。 | 如果这个词组不能用的话，要怎么向大家说明要先举手再过马路呢。 | もしこの言葉が使えないということでしたら、まずどうやって手を挙げてから道を渡るっていうのをみんなに説明したいのでしょうか。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|--|---------------------|--|
| 183 | | | | その前の話もありましたね。 | |
| 184 | | 呃就是警察也不能用这句话来做看板之类的。 | うーん、警察もこの言葉は使って看板を作れないのです。 | | |
| 185 | 見てもらえないかもしれない。倒置法にするか。渡ろうよ、横断歩道を手を上げて。 | 就是要用手势来表达吗。 | じゃ、ジェスチャーで伝えるのでしょうか。 | | |
| 186 | これは、これはあんまりいい標語じゃないですね。あの最初に渡ろうよって言っちゃってますからね。ここで子供行っちゃいますからね。 | 如果是这样的话，就表达出来的意思就是先过马路，孩子们就直接过了马路了。 | もしそうしたら、伝わる意味はまず道を渡るになり、子供たちは直接渡ってしまうでしょう。 | | |
| 187 | | | | このようにって？ | |
| 188 | | 就是用，图像或是手势来表达。 | 図とか、あの、ジェスチャーで伝えること。 | | |
| 189 | えー、手を上げて横断歩道を渡りましょうがおそらく最適表現なんです。で、覚えといてください。最適表現は、独占させないんです。最 | 「サイテーヒーローゲン[日本語で発話する]」不知道什么意思。 | 「サイテーヒーローゲン」はどういう意味かわかりません。 | | |
| 190 | | | | ほかにはなにを言っていましたか。 | |
| 191 | | 所以这个不能算是有著作权。 | ですから、これは著作権があるとは言えません。 | | |
| 192 | 最適表現を独占させると、そのメッセージを、そこに込められたアイデアを独占させるに等しくなっちゃうから独占させないんです。 | 呃，如果这个被独占了的话，怎么怎么样地所以就不能独占。 | あの、もしそれが独占されたら、なんかかんとかで、だから独占できない。 | | |
| 193 | | | | どんなことで独占させないと思いますか。 | |
| 194 | | [10秒間無言。]就是一些警示标语之类的。 | [10秒間無言。]標語などの類です。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|-----------------------------------|--|
| 195 | 著作物になるためには、遊びがあるんです。そのアイデアやそのメッセージから直行するんじゃない、ちょっとした遊びのところが法律は守ってるんです。こんな感じです。はい。 | 就是，呃创作表现的话，你的想法不能直接表现出来，嗯就是要稍微玩一下或者稍微转个弯之类的再表现出来。 | つまり、うーん、創作表現というのは、アイデアを直接表現するんじゃなくて、ちょっと遊び心があるというか、曲がりくねったりして表現しているのです。 | | |
| 196 | | | | 遊び心を表現したものはどういものですか。それはどうされていますか。 | |
| 197 | えー、この短いフレーズ、つまり世の中で選択肢がわずかしかないような事柄は独占させないよとも言え換えることができると思いますが、これもうちちょっとあとでお話しましょう。 | 嗯，就是可以取代这句词组的语言很少的话，就不能，它就没有著作权。 | 取りかえられる言葉がとて少ないときには、その言葉には著作権はありません。 | | |
| 198 | | | | 取りかえるというのはどういうことですか。 | |
| 199 | | 「ほかの言葉で表現する[日本語で発話する]」，可以用其他的词组来表现它的意思。 | 「ほかの言葉で表現する」，ほかの言葉でそれを表現できるという意味です。 | | |
| 200 | | | | 今、なんの説明でした？ | |
| 201 | | 呃就是「短いフレーズ[日本語で発話する]」。 | うーん、つまり「短いフレーズ」です。 | | |
| 202 | 最後、実用品のデザイン。この4、5は原則として当たらない。えー、当たるケースも中にあるが、まあほぼほぼ当たらないということで、実用品のデザイン。実はこれが当たりません。著作物じゃない。これ[マイクを軽くたきながら]、マイク。これ[自分の掛けている眼鏡を動かしながら]、眼鏡。これ[自分の着ているシャツをつまみながら]、既製服。 | 这些实用品的设计也是没有著作权的，就比如呃，麦克风，眼镜，衣服。 | 実用品のデザインも著作物ではありません。たとえば、マイク、眼鏡、服。 | | |
| 203 | えー、ペットボトル。スマホ。当たりません。このへん、著作物だったらもう大変ですよ。もうテレビ業界とか壊滅しますね。 | 还有手机和忘记了，然后如果这些东西都有著作权的话，电视行业就会，就是很难生存下去。 | それから、携帯、あとはちょっと忘れちゃったけど、それらのものにすべて著作権があるならば、テレビ業界はもう生存していくのが難しいでしょう。 | | |
| 204 | テレビ放送とか不可能になりますね。もうね。流す前に全部許可を取る。 | 电视上就不能放这些物品，然后每个物品都要取得许可。 | テレビではものを映せなくなります。もの1つ1つに許可が必要になります。 | | |
| 205 | と、いうことで5つ、著作物に当たらない情報をご紹介します。いかがでしょうか。いかがでしょうか聞いてる時間もないぐらい。えー、すでに押してますけれどもね。えー、このね、選択肢が限られた情報ということでこんなのと言えます。はい。単純なマーク、これ著作物に当たらないケースが、多いんですよ。 | 这种简单的标记也不算是有著作权。 | このような簡単なマークも著作権はありません。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|---|---------------------------------------|--|
| 206 | | | | その前に、いかがでしょうかとまとめていましたが、ここまでなんの話でしたか。 | |
| 207 | | 就是在一开始，就是啊，就是一些没有著作权的东西。 | 最初から、著作権がないものについてです。 | | |
| 208 | たとえば、ロゴマーク、これね、言わずと知れたあの、アサヒビールのマークですね。えー、この時間帯に、教室では見たくないマークですよ。別な場所で見たいですね、これね。 | 比如说这个朝日的标志，可能大家想在另外一个地方看到它，「居酒屋とか[日本語で発話する]」。 | たとえばこのAsahiのこのマークは、みなさんたぶん別の場所で見たいと思います。「居酒屋とか」。 | | |
| 209 | | | | 見たくないのは？ | |
| 210 | | 现在这个教室里。 | この教室の中で。 | | |
| 211 | えー、これね、日本で裁判やって著作物に当たらないって判決が出る。やっぱり、Asahiというアルファベットを表現する方法は、もちろん、これは大変なプロのお仕事だと思いますけれども、やっぱりある程度限定されてる。いうことでこれ著作物に当たらない。 | 呃，没怎么听懂它为什么不属于著作权。 | えーと、どうしてこれが著作権に当たらないのかは、聞き取れませんでした。 | | |
| 212 | | | | どうして著作物に当たらないと判断されたんですか。 | |
| 213 | | 没听懂。 | ちょっとわかりませんでした。 | | |
| 214 | で、なんとこれも[スクリーンの五輪ロゴマークを指示しながら]、著作物には当たらないという判決を受けてるんですよ。五輪マークです。神をも恐れぬその判断をしたのは日本の裁判所です。ね。5色の5つの輪の組みあわせを独占させるわけにはいかないよと。ね。だいたいもしこれが著作物だとしたら、オリンピック、ご、オリンピック委員会が採用する前にこれを書いたことが世の中に、世界に、ひとりいるかもしれないじゃないかと。そしたらオリンピック委員会が著作権侵害ってことになりかねませんからね。要するに、組み合わせが有限なものを独占させると、そういうことが生まれかねないわけで、これは当たらないと、していますね。 | 啊，大概是因为那个标记制作起来很简单，所以不属于著作权。呃就这种很简单的组合不能算是有著作权，不然的话，除了奥林匹克委员会其他的人在别的地方都不能用这个标志了。 | あ、おそらくそのマークは非常に簡単だから、著作権には当たらないと思います。組みあわせが簡単なマークは著作権があるとは言えません。そうでなければ、オリンピック委員会以外では、ほかのところでそのマークは使えないことになります。 | | |
| 215 | はい、こんなふうですね、いろんなものが、当たらない。でも逆に言うと、うー、そうではない、つまり、創作的な表現と認められる情報もまた無数にあるわけです。さっき申し上げたとおりね、その人なりの個性が表れてれば、メールの文章だろうが、スマホでパシャッと撮った写真だろうが当たっちゃうわけで世の中は著作物ってのは、満ちあふれておりますね。で、それを無断で使うとこれ著作権侵害ということになるわけです。 | 世界上有无数的有著作权的东西，就是表现出来了自己的个性的东西，如果随使用的话就会造成侵权。 | この世には著作権のあるもの、個性が表れているものは無数にあります。もし勝手に使用したら著作権侵害になります。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--|
| 216 | | | | たとえばどのようなものですか。 | |
| 217 | | 拍的照片。 | 撮った写真です。 | | |
| 218 | | | | それをどのように使うと？ | |
| 219 | | 不知道。 | わかりません。 | | |
| 220 | 著作権侵害を犯すと、それなりに深刻な結果を招く、ことがあります。どんな結果を招くか、ちょっとご紹介しましょう。 | 如果侵犯了著作权的话，会造成很严重的事情。 | 著作権を侵害すると、非常に深刻な結果になります。 | | |
| 221 | | | | たとえばどんなことだと思いますか。深刻な結果とは。 | |
| 222 | | [8秒間無言。] 拿不到钱之类的。 | [8秒間無言。] お金をもらえないなどのような。 | | |
| 223 | あの、大きく分けるとね、民事の責任とそれから刑事の責任があります。 | 大的来说分为民事事件和刑事事件。 | 大きく分けると民事事件と刑事事件に分かれます。 | | |
| 224 | うー、法律をあまり学んでないとかたのために、この区別をご説明しておく、民事っていうのはざっくり言えば、個人が個人を訴えてくるんです。つまり、著作権を持っている権利者が、侵害を犯したみなさんを訴えてくる感じですね。 | 简单来说，民事事件就是个人对个人的诉讼。民事是。 | 簡単に言うと民事事件は個人対個人の訴訟です。民事は。 | | |
| 225 | | | | 個人と個人ですが、個人をほかの言いかたに言いかえると、誰が誰にですか。 | |
| 226 | | 就是有著作权的那个人对侵权的人的诉讼。 | 著作権を持っている人のそれを侵害した人に対する訴訟です。 | | |
| 227 | えー、この民事の中にはたとえば差しとめね。もう利用は許さない。あるいは損害賠償請求ね。 | 比如他会让你不要再这个东西，或者是，呃，提起赔偿。 | たとえば、その作品を今後使わせない、あるいは、賠償を請求する。 | | |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|---|--|
| 228 | | | | その使わせないというのをほかの言葉で言っていました が、聞き取れましたか。 | |
| 229 | | 「サシメ[日本語で発話する]」。「サシメの意味はわから ないけど、なんとなく[日本語で発話する]」。 | 「サシメ」。「サシメの意味はわからないけど、なんと なく」。 | | |
| 230 | 既にやっちゃったことに対しては損害賠償請求。これを求め るなんてことがある。損害賠償請求ってなんか恐ろしい気がする けれども、実際にはいろんな現場で、より痛いのは差しと めだったりします。もう直前に出版とか放送が止まるなん て、もう悪夢ですよ。と、いう民事の責任、これが1つで す。でもこれだけじゃない。刑事の責任があります。 | 这就是民事的诉讼，然后接下来要讲刑事的。 | これらは民事の訴訟についてです。続いては、刑事につ いてです。 | | |
| 231 | | | | 民事の訴訟について、なにか例を言っていたのですが、 わかりましたか。こんな悪いことがありますか。 | |
| 232 | | 呃就是「サシメ[日本語で発話する]」、别的不知道。 | うーん、つまり「サシメ」、ほかのはちょっとわかりません。 | | |
| 233 | つまり、著作権侵害は、あれは犯罪なんです。わざと行った 場合は、国家に処罰されてしまいます。一体法定刑は最高 でどのくらいでしょうか。うー、ごぞ、あ、すみません、ご存知 のかた、いらっしゃいますか。と聞きながらもう出てますけど ね。なんかね、よく見るとね。えー、んー、実は最近あの映 画館に行くんですけどね、もれなく見せてもらえるCMというの があります。あの、ノーマア映画泥棒というね、あのカメラ男と いうキャラクターがクネクネクネクネ踊るんですけどもね。 | 比如大家去电影院看电影的时候，屏幕上会有一个，呃 就是像照相机一样的人物在屏幕上。 | たとえば、みなさん映画館で映画を見るときに、スクリー ンにカメラのような人が出てきます。 | | |
| 234 | | | | その前に、刑事の責任についてあったと思うんですが。 | |
| 235 | | 不知道。犯罪吗？ | わかりません。犯罪でしょうか。 | | |
| 236 | んー、その中で教えてくれるんですよ。あーもし著作権侵害 を犯したときには、最高で、10年以下の懲役、ね、もしくは 1000万円以下の罰金、またはその両方が課せられる。この 両方ってのがやですね。せめてどっちかにしてほしいです。 しかもこれ法人だと最高3億円まで増額されます。高い。 | 呃如果侵害了著作权的话，会有十年以下的，呃，惩罚 或者是一千万以下的罚款，也有可能两个都要。然后两 个都要这个可能有点严重，大家可能就想至少就一个 吧。刚才还有说，如果是企业的话可能会有三亿的罚 款。 | うーん、もしこの著作権を侵害してしまうと、10年以下の懲 役、または1000万以下の罰金になります。またはその両方 になります。両方はちょっと厳しいので、みんなどちらか1つ にしてほしいと思うでしょう。それから、思い出しました。もし 企業だったら、3億円の罰金になります。 | | |
| 237 | このね、最高懲役10年というのは、ほかの犯罪と比べても かなり重いほうですよ。どのくらい重いかっていうと、共謀 罪の対象になっちゃうくらい重いです。著作権侵害対象に なってますけれどもね。えーとね、大麻の、営利目的譲渡の 罪よりも、法定刑的には重いです。 | 呃没听懂他说了什么。 | うーん、なにを言ったのかちょっとわかりませんでした。 | | |

| | | | | | |
|-----|---|--|--|---|--|
| 238 | | | | なんの説明をしているのかはわかりましたか。 | |
| 239 | | 就，在说明如果侵权的话会有什么样的后果。 | 著作権侵害をすとのような結果になるかを説明しています。 | | |
| 240 | つまり日本では、路上でマリファナを売るよりも、著作権侵害のほうが法定刑は重いんです。 | 就比起在路上的交通事故之类的，呃，侵犯著作权会有更严重的后果。 | たとえば、あの、道路上の交通事故みたいなものより、あの、著作権侵害のほうが結果としては深刻になります。 | | |
| 241 | あのみなさんの中で路上でマリファナ売ったことある人どのぐらいいます？はい。こうね、いまだかつてひとりも手を上げた人はいない。たとえいたとしても手は上げない。しかし、著作権侵害を犯したことない人は、ひとりもいません。そのぐらい著作権は、身近で、まったく侵害せずに生きてくことは、おそらく不可能です。 | 嗯，可能大家有经历过交通事故，但是呢，应该没有人是没有侵权过的，就是很频繁地发生在大家身边。 | まあ、みなさんは交通事故にあったことはあると思います。でもうーん、著作権侵害をしたことがない人はいないと思います。身近でよく発生するという意味での。 | | |
| 242 | だから、恐がりすぎるとなにもできない。でも、大きな落とし穴に落ちると、かなり深刻なことになるっていう、このバランスがね、舵取りがすごく難しい、権利なんですよ。 | 就，不用太害怕去侵权，但是如果嗯，严重的话也会很严重，所以要把握好这个平衡。 | えーと、著作権侵害を怖がりすぎる必要はありませんが、重いときには大変な結果になるので、そのバランスをコントロールすることが必要です。 | | |
| 243 | 世の中にしかもたくさんあるでしょ。だから特許みたいに普通に生きてたらず出あわないなんていうものと違うんですね。普通に生きてたら、むしろどんどん侵害しそうですね。Eいうことで、そのバランスの話を今日はしていきますね。えー、ちなみにこのノーマ映画泥棒のCM、妙に人気が出てしまって、調子に乗った主催者はですね、フィギュアにして売ったりしてますよ、最近ね。ね。 | 就是，就是侵权就是这么严重的事情，然后呢，这个小偷的形象还很有人气，还做成了手办在出售。 | 著作権の侵害というのは大変、あの、深刻なことです。そして、この泥棒のキャラクターは人気があり、フィギュアにまでなって売られています。 | | |
| 244 | | | | なにか比較がありましたね。著作権じゃない別のものだったらないですけど、という部分は聞き取れました？ | |
| 245 | | 没有，不知道。 | いいえ、わかりません。 | | |
| 246 | [以下略] | [以下略] | [以下略] | [以下略] | |